

クレジットカード取引のセキュリティ強化について

平成28年4月4日
経 済 産 業 省

クレジットカード取引のセキュリティに関しては、昨年7月の産業構造審議会商務流通情報分科会割賦販売小委員会報告書（以下「報告書」という。）において、「法令等の制度整備による対応のみならず、取引に関与する各主体の取組を実務的に推進することが必要…「クレジット取引セキュリティ対策協議会」…の検討結果を踏まえ、我が国におけるセキュリティ対策の強化に向けた取組が進められることを強く期待する」との提言がなされていたところである。

同協議会においては、本年2月23日に「クレジットカード取引におけるセキュリティ対策の強化に向けた実行計画－2016－」（以下「実行計画」という。）が策定され、2020年に向け、国際水準のセキュリティ環境の整備を目指し、以下3つの課題について各主体ごとに取り組むべき事項がまとめられた。

① クレジットカード情報の保護

クレジットカード番号等の情報漏えいを防止するため、加盟店においてはカード情報の「非保持」を原則とし、保有する場合には、カード会社及びPSPと同様、カード情報のセキュリティに関する国際規格「PCIDSS」に準拠。

② 対面取引における不正使用対策

偽造カードによる不正使用を防止するため、カード及び決済端末のIC対応化。

③ 非対面加盟店における不正使用対策

ネット取引（EC加盟店）等でのなりすましによる不正使用を防止するため、事業者の業種や商材に応じ、本人認証（「3Dセキュア」）やセキュリティコード等を始めとした多面的・重層的な対策を講じる。

昨年6月の日本年金機構における個人情報漏えい事故等を受け、サイバーセキュリティ強化が政府全体において喫緊の課題となっており、今国会にサイバーセキュリティ基本法等の改正案が提出されているところである。こうした中、同法に基づく「重要インフラ」の1つとして指定されているクレジット分野についても更なるセキュリティ強化が求められている。

また、我が国同様、取組の遅れていた米国において、クレジット決済端末のIC対応が急速に進展する中で、我が国がセキュリティホール化し、偽造カードの不正使用リスク

が国境を越えて流入する危険性が高まりつつある。

さらに、我が国の加盟店のPOSシステムに対するサイバー攻撃も急増しており（昨年1年間で前年比の約7倍）、本年1月には、国内初の加盟店POSシステムのマルウェア感染による情報漏えいも発生した。

こうした状況を踏まえ、実行計画に基づく関係事業者の自主的な取組を基本としつつ、その実効性を確保し、2020年に向けた目標達成を確実なものとするため、割賦販売法（以下「割販法」という。）に関し、例えば以下の措置について検討することが必要ではないか。

(1) 加盟店等のセキュリティ対策の強化

クレジットカード取引のセキュリティに関しては、割販法の平成20年改正によって、イシューア及びアクワイアラーに番号等情報管理について義務づけがなされており、また、報告書においても既に、加盟店等について番号等情報管理の努力義務が提言されていたところであるが、上記の状況を踏まえ、クレジットカード取引システムの信頼を確保するにあたって、これらの措置で十分といえるか、保護法益の確認を含め、改めて検討する必要はないか。また、その際、情報保護に関する他法の保護法益との関係についても改めて整理する必要はないか。

また、「重要インフラの情報セキュリティ対策に係る第3次行動計画」に示された「重要インフラにおけるサービスの持続的な提供」の確保のためには、カード情報の機密性の維持と同様、不正使用の横行による機能不全（被害負担による高コスト化等を含む。）の回避を図ることも重要であると指摘されており、措置の十分性について再検討する場合には、この点にも留意が必要ではないか。

① 番号等情報管理

報告書を取りまとめた後も加盟店からの大型漏えい事案が頻発していること、我が国のセキュリティホール化が現実味を帯びてきたこと等に鑑みれば、クレジットカード取引システムの信頼を確保すべく、加盟店等におけるクレジットカード番号等（以下「番号等」という。）の管理については、努力義務にとどまらず、義務（違反に対して一定の制裁措置が規定されるもの）を課すことの是非についても、改めて検討する必要はないか。

その際、加盟店は全国で数百万とも言われ、その業種や規模もきわめて多様であることから、仮に義務を課す場合であっても、義務対象となる主体の範囲や義務違反に対する措置については、加盟店側の負担等の観点から、過度な対応とならないよう配慮も必要ではないか。

② 不正使用対策義務

また、番号等の情報管理は、情報漏えい自体を防止することにより不正使用の根本原因の抑止に繋がるものであるが、情報漏えいの完全な防止は現実には困難である等の限界もあることに鑑みれば、不正使用の横行による機能不全を防止し、クレジットカード取引システムの信頼を確保すべく、クレジットカードの不正使用の対策義務を課すことの是非についても、併せて検討する必要はないか。

その際、上記①同様、対象となる主体の範囲や義務違反に対する措置については、過度な対応とならないよう配慮も必要ではないか。

(2) アクワイアラー及び登録 PSP を通じた加盟店のセキュリティ対策の強化

報告書では、アクワイアラーに必要的登録制、PSP に任意登録制を導入した上で、登録を受けたこれらの者に対し、主に悪質加盟店の排除を目的として加盟店調査義務を導入することが提言された。

一方、クレジットカード取引システムの信頼を確保する上での加盟店のセキュリティ体制確保の重要性に鑑みれば、加盟店調査において、加盟店におけるセキュリティ体制（番号等管理体制及び不正使用防止体制）に関する調査も併せて行うこととし、その調査結果に応じて適切な対応を求めることについても、検討する必要はないか。

(3) 認定割賦販売協会を中心としたセキュリティ推進体制の構築

実行計画の策定に当たっては、クレジットカード取引セキュリティ協議会の事務局として、割販法上の認定割賦販売協会たる日本クレジット協会が中心的な役割を果たした。

今後、クレジットカード取引に関わる関係主体が連携して実行計画を確実に実行するとともに、更なるセキュリティ強化に向けて継続的な取組を推進する体制を構築するため、認定割賦販売協会の法定業務として「セキュリティ対策の推進のために必要な業務」を追加することについて、検討する必要はないか。